

5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準を表8に示します。

表8 ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下
備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日、環境省告示第67号）